

# 第3回 水道料金等審議会

伊勢崎市上下水道局

令和5年7月7日

# 目次

---

**01 水道料金改定案**

**02 下水道使用料改定案**

**03 臨時用・公衆浴場用料金の検討**

**04 使用者への周知方法の検討**

**05 パブリックコメント手続き資料の検討**

# 01 水道料金改定案



# 01-1 前回審議会で選ばれた水道料金改定案（改定率10%）

## 改定方法

- 基本料金と水量料金ともに、ほぼ均等に収入増を見込んでいる
- 基本料金を一律15%増で改定
- 水量料金は最高単価の水量区分のみ据え置きでそれ以外の単価を5～10円増

## 基本料金（2カ月あたり・税抜）

口径 (mm)	現行単価 ①	改定後単価 ②	差額 ②－①
13	1,380	1,586	206
20	1,800	2,070	270
25	3,600	4,140	540
30	8,200	9,430	1,230
40	19,000	21,850	2,850
50	37,000	42,550	5,550
75	67,000	77,050	10,050
100	90,000	103,500	13,500
150	180,000	207,000	27,000

## 水量料金（2カ月あたり・税抜）

水量 (m <sup>3</sup> )		現行単価 ③	改定後単価 ④	差額 ④－③
自	至			
1	20	65	75	10
21	40	110	120	10
41	100	125	130	5
101		145	145	0

## 逡増度

現行 ⑤	改定後 ⑥	差 ⑥－⑤
2.23	1.93	-0.30

# 01-1 前回審議会で選ばれた水道料金改定案（改定率10%）

## 特徴

- 基本料金の収入割合が増加する
- 使用水量に比例して値上げの影響も大きくなる  
<上限700円>
- 大量使用者への影響が小さい

料金区分	収入割合
基本料金	33%
水量料金	67%

## 現行料金と改定後料金の比較（2カ月あたり・税抜）

口径	使用水量	現行料金			料金改定後			差額			改定率
		基本料金	水量料金	計	基本料金	水量料金	計	基本料金	水量料金	計	
13	10	1,380	650	2,030	1,586	750	2,336	206	100	306	15.07%
13	30	1,380	2,400	3,780	1,586	2,700	4,286	206	300	506	13.39%
20	42	1,800	3,750	5,550	2,070	4,160	6,230	270	410	680	12.25%
25	102	3,600	11,290	14,890	4,140	11,990	16,130	540	700	1,240	8.33%
30	211	8,200	27,095	35,295	9,430	27,795	37,225	1,230	700	1,930	5.47%
40	373	19,000	50,585	69,585	21,850	51,285	73,135	2,850	700	3,550	5.10%
50	731	37,000	102,495	139,495	42,550	103,195	145,745	5,550	700	6,250	4.48%
75	1,923	67,000	275,335	342,335	77,050	276,035	353,085	10,050	700	10,750	3.14%
100	2,856	90,000	410,620	500,620	103,500	411,320	514,820	13,500	700	14,200	2.84%
150	9,913	180,000	1,433,885	1,613,885	207,000	1,434,585	1,641,585	27,000	700	27,700	1.72%

## 01-2 受水費削減による必要給水収益の見直し

受水費の経費減が発生 約**3億円**減

＜理由＞群馬県の供給単価の見直し **100円 ▶ 80円**



使用者への負担軽減のため、見直しの実施を決定

料金算定期間による必要な給水収益の見直し

約**14億円**  
(改定率10%)



約**11億円**  
(改定率7.2%)

# 01-3 受水費削減を反映した改定案の検討

前回審議会で選ばれた案に受水費の削減を反映した改定案を以下のとおり作成した。

1 基本料金は一律15%改定を維持

2 水量料金は、次表のとおり一部の改訂後単価を引き下げる

水量 (m <sup>3</sup> )		現行単価 ③	改定後単価 ④	差額 ④ - ③
自	至			
1	20	65	75	10
21	40	110	120	10
41	100	125	130	5
101		145	145	0



水量 (m <sup>3</sup> )		現行単価 ③	改定後単価 ④	差額 ④ - ③
自	至			
1	20	65	<b>70</b>	<b>5</b>
21	40	110	<b>115</b>	<b>5</b>
41	100	125	130	5
101		145	145	0



# 01-4 受水費削減を反映した水道料金改定案（改定率7.2%）

## 改定方法

- 基本料金と水量料金の収入増割合を63：37で見込んでいる
- 基本料金を一律15%増で改定
- 水量料金は最高単価の水量区分のみ据え置きでそれ以外の単価を**5円増**

### 基本料金（2カ月あたり・税抜）

口径 (mm)	現行単価 ①	改定後単価 ②	差額 ②－①
13	1,380	1,586	206
20	1,800	2,070	270
25	3,600	4,140	540
30	8,200	9,430	1,230
40	19,000	21,850	2,850
50	37,000	42,550	5,550
75	67,000	77,050	10,050
100	90,000	103,500	13,500
150	180,000	207,000	27,000

### 水量料金（2カ月あたり・税抜）

水量 (m <sup>3</sup> )		現行単価 ③	改定後単価 ④	差額 ④－③
自	至			
1	20	65	<b>70</b>	<b>5</b>
21	40	110	<b>115</b>	<b>5</b>
41	100	125	130	5
101		145	145	0

### 逡増度

現行 ⑤	改定後 ⑥	差 ⑥－⑤
2.23	2.07	-0.16

# 01-4 受水費削減を反映した水道料金改定案（改定率7.2%）

## 特徴

- 基本料金の収入割合が増加する
- 使用水量に比例して値上げの影響も大きくなる  
<上限500円>
- 大量使用者への影響が小さい

料金区分	収入割合
基本料金	34%
水量料金	66%

## 現行料金と改定後料金の比較（2カ月あたり・税抜）

口径	使用水量	現行料金			料金改定後			差額			改定率
		基本料金	水量料金	計	基本料金	水量料金	計	基本料金	水量料金	計	
13	10	1,380	650	2,030	1,586	700	2,286	206	50	256	12.61%
13	30	1,380	2,400	3,780	1,586	2,550	4,136	206	150	356	9.42%
20	42	1,800	3,750	5,550	2,070	3,960	6,030	270	210	480	8.65%
25	102	3,600	11,290	14,890	4,140	11,790	15,930	540	500	1,040	6.98%
30	211	8,200	27,095	35,295	9,430	27,595	37,025	1,230	500	1,730	4.90%
40	373	19,000	50,585	69,585	21,850	51,085	72,935	2,850	500	3,350	4.81%
50	731	37,000	102,495	139,495	42,550	102,995	145,545	5,550	500	6,050	4.34%
75	1,923	67,000	275,335	342,335	77,050	275,835	352,885	10,050	500	10,550	3.08%
100	2,856	90,000	410,620	500,620	103,500	411,120	514,620	13,500	500	14,000	2.80%
150	9,913	180,000	1,433,885	1,613,885	207,000	1,434,385	1,641,385	27,000	500	27,500	1.70%

## 02 下水道使用料改定案



# 02-1 前回審議会で選ばれた下水道使用料改定案（改定案A）

## 改定方法

- 基本使用料と水量使用料ともに、ほぼ均等に収入増を見込んでいる
- 基本使用料を300円/2カ月増額で改定
- 水量使用料は最低水量区分で単価を15円、2番目に低い単価を5円増

### 基本使用料（2カ月あたり・税抜）

現行単価 ①	改定後単価 ②	差額 ②－①
900	1,200	300

### 水量使用料（2カ月あたり・税抜）

水量 (m <sup>3</sup> )		現行単価 ③	改定後単価 ④	差額 ④－③
自	至			
1	20	53	68	15
21	50	93	98	5
51	100	106	106	0
101	500	109	109	0
501		113	113	0

### 逓増度

現行 ⑤	改定後 ⑥	差 ⑥－⑤
2.13	1.66	-0.47

# 02-1 前回審議会で選ばれた下水道使用料改定案（改定案A）

## 特徴

- 基本使用料の収入割合が増加する
- 使用水量に比例して値上げの影響も大きくなる  
<上限450円>
- 大量使用者への影響が少ない

使用料区分	収入割合
基本使用料	26%
水量使用料	74%

## 現行使用料と改定後使用料の比較（2カ月あたり・税抜）

使用 水量	現行料金			料金改定後			差額			改定率
	基本料金	水量料金	計	基本料金	水量料金	計	基本料金	水量料金	計	
10	900	530	1,430	1,200	680	1,880	300	150	450	31.47%
30	900	1,990	2,890	1,200	2,340	3,540	300	350	650	22.49%
42	900	3,106	4,006	1,200	3,516	4,716	300	410	710	17.72%
102	900	9,368	10,268	1,200	9,818	11,018	300	450	750	7.30%
211	900	21,249	22,149	1,200	21,699	22,899	300	450	750	3.39%
373	900	38,907	39,807	1,200	39,357	40,557	300	450	750	1.88%
731	900	78,853	79,753	1,200	79,303	80,503	300	450	750	0.94%
1,923	900	213,549	214,449	1,200	213,999	215,199	300	450	750	0.35%

# 02-2 下水道使用料改定案 B (基本使用料400円/2カ月増)

## 改定方法

- 基本料金と水量料金の収入増割合を65：35で見込んでいる
- 基本使用料を400円/2カ月増額で改定
- 水量使用料は最低水量区分で単価を10円、2番目に低い単価を4円増

### 基本使用料 (2カ月あたり・税抜)

現行単価 ①	改定後単価 ②	差額 ② - ①
900	1,300	400

### 水量使用料 (2カ月あたり・税抜)

水量 (m <sup>3</sup> )		現行単価 ③	改定後単価 ④	差額 ④ - ③
自	至			
1	20	53	63	10
21	50	93	97	4
51	100	106	106	0
101	500	109	109	0
501		113	113	0

### 逓増度

現行 ⑤	改定後 ⑥	差 ⑥ - ⑤
2.13	1.79	-0.34

# 02-2 下水道使用料改定案 B (基本使用料400円/2カ月増)

## 特徴

- 基本使用料の収入割合が増加する
- 使用水量に比例して値上げの影響も大きくなる  
<上限320円>
- 大量使用者への影響が少ない

使用料区分	収入割合
基本使用料	28%
水量使用料	72%

## 現行使用料と改定後使用料の比較 (2カ月あたり・税抜)

使用水量	現行料金			料金改定後			差額			改定率
	基本料金	水量料金	計	基本料金	水量料金	計	基本料金	水量料金	計	
10	900	530	1,430	1,300	630	1,930	400	100	500	34.97%
30	900	1,990	2,890	1,300	2,230	3,530	400	240	640	22.15%
42	900	3,106	4,006	1,300	3,394	4,694	400	288	688	17.17%
102	900	9,368	10,268	1,300	9,688	10,988	400	320	720	7.01%
211	900	21,249	22,149	1,300	21,569	22,869	400	320	720	3.25%
373	900	38,907	39,807	1,300	39,227	40,527	400	320	720	1.81%
731	900	78,853	79,753	1,300	79,173	80,473	400	320	720	0.90%
1,923	900	213,549	214,449	1,300	213,869	215,169	400	320	720	0.34%



# 02-3 下水道使用料改定案 C (基本使用料500円/2カ月増)

## 改定方法

- 基本料金と水量料金の収入増割合を82：18で見込んでいる
- 基本使用料を500円/2カ月増額で改定
- 水量使用料は最低水量区分で単価を5円、2番目に低い単価を2円増

### 基本使用料 (2カ月あたり・税抜)

現行単価 ①	改定後単価 ②	差額 ② - ①
900	1,400	500

### 水量使用料 (2カ月あたり・税抜)

水量 (m <sup>3</sup> )		現行単価 ③	改定後単価 ④	差額 ④ - ③
自	至			
1	20	53	58	5
21	50	93	95	2
51	100	106	106	0
101	500	109	109	0
501		113	113	0

### 逓増度

現行 ⑤	改定後 ⑥	差 ⑥ - ⑤
2.13	1.94	-0.19

# 02-3 下水道使用料改定案 C (基本使用料500円/2カ月増)

## 特徴

- 基本使用料の収入割合が増加する
- 使用水量に比例して値上げの影響も大きくなる  
<上限160円>
- 大量使用者への影響が少ない

使用料区分	収入割合
基本使用料	30%
水量使用料	70%

## 現行使用料と改定後使用料の比較 (2カ月あたり・税抜)

使用水量	現行料金			料金改定後			差額			改定率
	基本料金	水量料金	計	基本料金	水量料金	計	基本料金	水量料金	計	
10	900	530	1,430	1,400	580	1,980	500	50	550	38.46%
30	900	1,990	2,890	1,400	2,110	3,510	500	120	620	21.45%
42	900	3,106	4,006	1,400	3,250	4,650	500	144	644	16.08%
102	900	9,368	10,268	1,400	9,528	10,928	500	160	660	6.43%
211	900	21,249	22,149	1,400	21,409	22,809	500	160	660	2.98%
373	900	38,907	39,807	1,400	39,067	40,467	500	160	660	1.66%
731	900	78,853	79,753	1,400	79,013	80,413	500	160	660	0.83%
1,923	900	213,549	214,449	1,400	213,709	215,109	500	160	660	0.31%

# 03 臨時用・公衆浴場用料金の検討



# 03-1 臨時用料金改定の検討

臨時用料金とは、工事その他臨時に水道を使用する場合の料金です。一般用料金より水量料金を高く設定することで、一般用料金と差別化を図り、一時使用として特別に利用していることを明確化させる役割を持つ。

## 臨時用料金の現状

現状の料金体系で、一般用料金との差別化を図るといふ臨時用料金としての機能は果たせている。

### 水道料金体系

口径	基本料金	水量料金
全口径	一般用に準じる	385円/m <sup>3</sup>

### 下水道使用料体系

基本使用料	水量使用料
900円/2カ月	260円/m <sup>3</sup>

### 令和4年度実績（水道料金）

調定件数	使用水量	料金（税込）
64件	1,974m <sup>3</sup>	982,153円

### 令和4年度実績（下水道使用料）

調定件数	使用水量	料金（税込）
11件	249m <sup>3</sup>	81,114円

## 検討方針

一般用料金との公平性の観点から基本料金のみ一般用に準じて改定し、現状で機能している水量料金は据え置きとする。

# 03-2 公衆浴場用料金改定の検討

公衆浴場用料金とは、公衆浴場営業用に水道を使用する場合の料金です。

## 公衆浴場の現状

公衆浴場とは地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設です。近年、使用者数の減少により厳しい経営状況。物価統制法を受け、入浴料は県下一律に設定されており、水道料金を値上げしても入浴料を上げることは出来ない。平成26年から入浴料は値上げしていない。

### 水道料金体系

口径	基本料金	水量料金	
		1~400m <sup>3</sup>	401m <sup>3</sup> 以上
全口径	2,000円/2カ月	30円/m <sup>3</sup>	60円/m <sup>3</sup>

### 下水道使用料体系

基本使用料	水量使用料	
	1~400m <sup>3</sup>	401m <sup>3</sup> 以上
900円/2カ月	30円/m <sup>3</sup>	50円/m <sup>3</sup>

### 令和4年度実績（水道料金）

調定件数	使用水量	料金（税込）
6件	1,108m <sup>3</sup>	49,764円

### 令和4年度実績（下水道使用料）

調定件数	使用水量	料金（税込）
6件	1,108m <sup>3</sup>	42,504円



**検討方針** 保健衛生上の観点から、公衆浴場の経営状況を鑑みて据え置きとする。

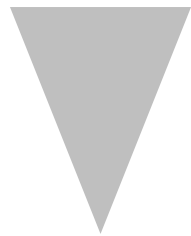
# 04 利用者への周知方法の検討

## 04-1 周知の考え方

水道料金・下水道使用料の改定は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、積極的に広報活動を行い、使用者の理解と同意が得られるよう十分に説明責任を果たす必要がある。

### 説明事項

料金改定の必要性、料金改定の内容、水道料金・下水道使用料のしくみ、経営戦略、財政状況など



**効果的な手段を検討し、積極的な広報活動を実施**

### 水道・下水道使用者の理解と同意

※太田市、本庄市の一部地域の水道使用者への周知も徹底



## 04-2 利用者への周知に関する調査結果

水道料金と下水道使用料の改定を行った事業者に対して、以下のアンケート調査が実施されていたため、調査結果を参考に効果的な周知方法を検討する

### 1.水道料金制度に関する調査

実施団体：公益社団法人 日本水道協会

実施年：平成27年

調査対象：料金改定を実施した201事業者

有効回答のあった事業者：165事業者

### 2.下水道使用料に関する実態調査

実施団体：国土交通省

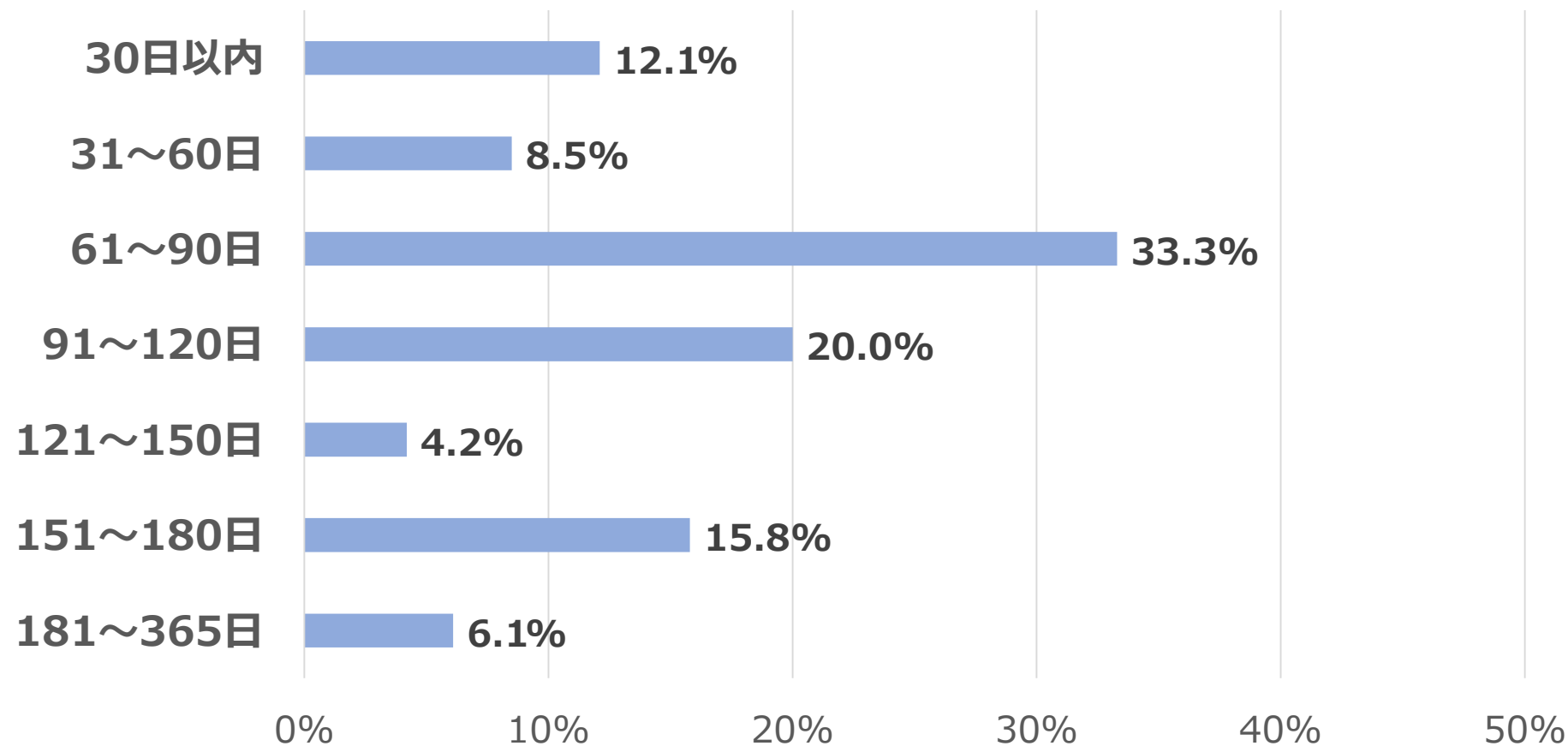
実施年：令和元年

調査対象：使用料改定を実施した320事業者

有効回答のあった事業者：320事業者

## 04-3 周知期間に関する調査結果

【問】料金改定時が議決されてからの周知期間はどのくらいありましたか？

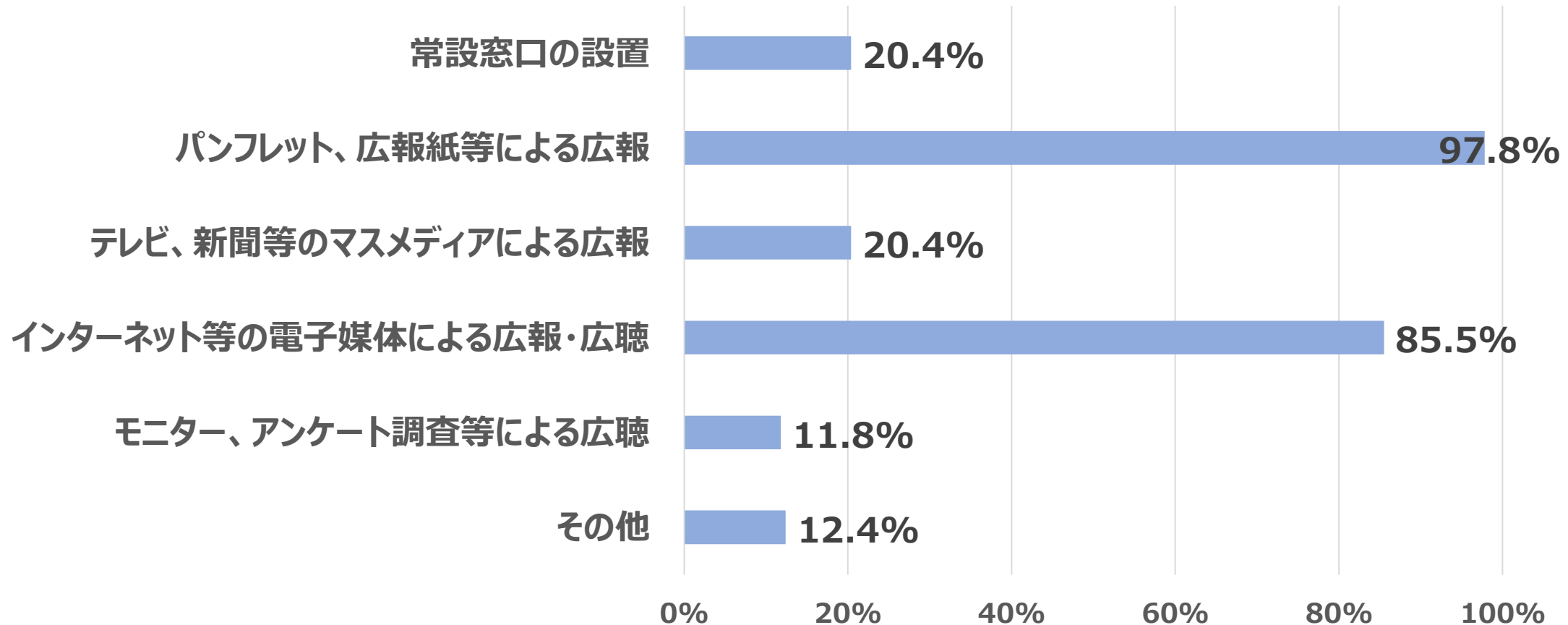


出典：水道料金制度に関する調査結果について（日本水道協会、H27年度実施）

調査対象：料金改定を実施した201事業体 有効回答のあった事業体：165事業体

## 04-4 料金改定時の情報開示手段に関する調査結果①

【問】料金改定時の情報開示の手段はなんですか？

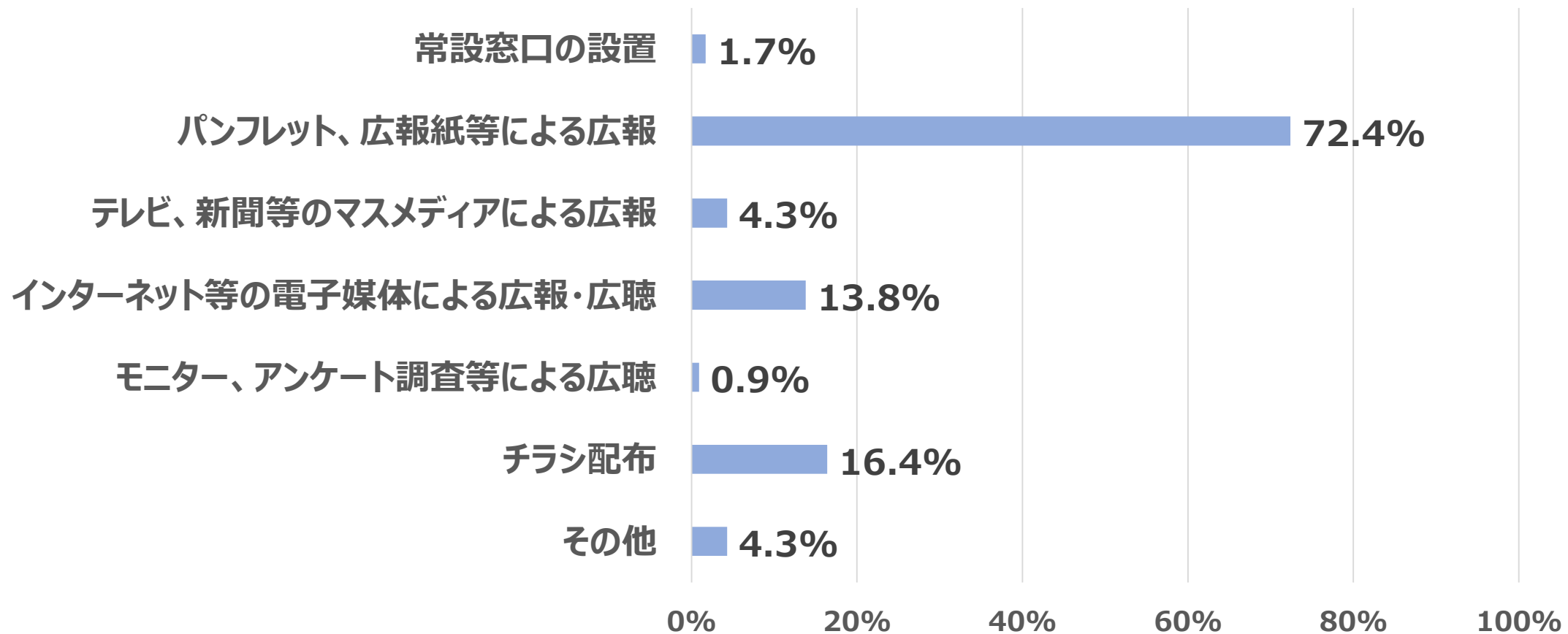


出典：水道料金制度に関する調査結果について（日本水道協会、H27年度実施）

調査対象：料金改定を実施した201事業体 有効回答のあった事業体：186事業体

## 04-5 料金改定時の情報開示手段に関する調査結果②

【問】水道使用者の理解を得るために効果的な情報開示手段はどれでしたか？

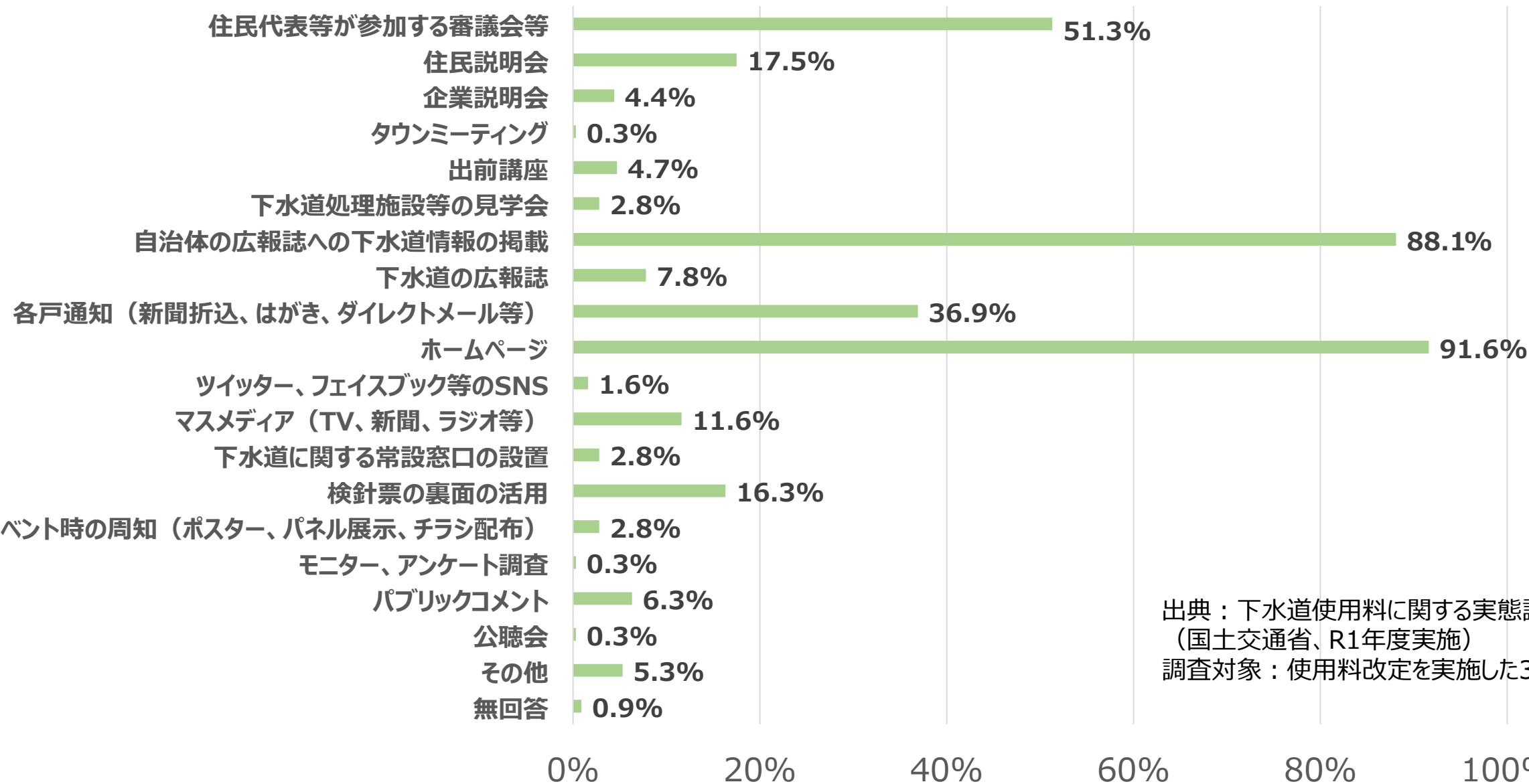


出典：水道料金制度に関する調査結果について（日本水道協会、H27年度実施）

調査対象：料金改定を実施した201事業体 有効回答のあった事業体：116事業体

# 04-6 使用料改定時の広報手段に関する調査結果①

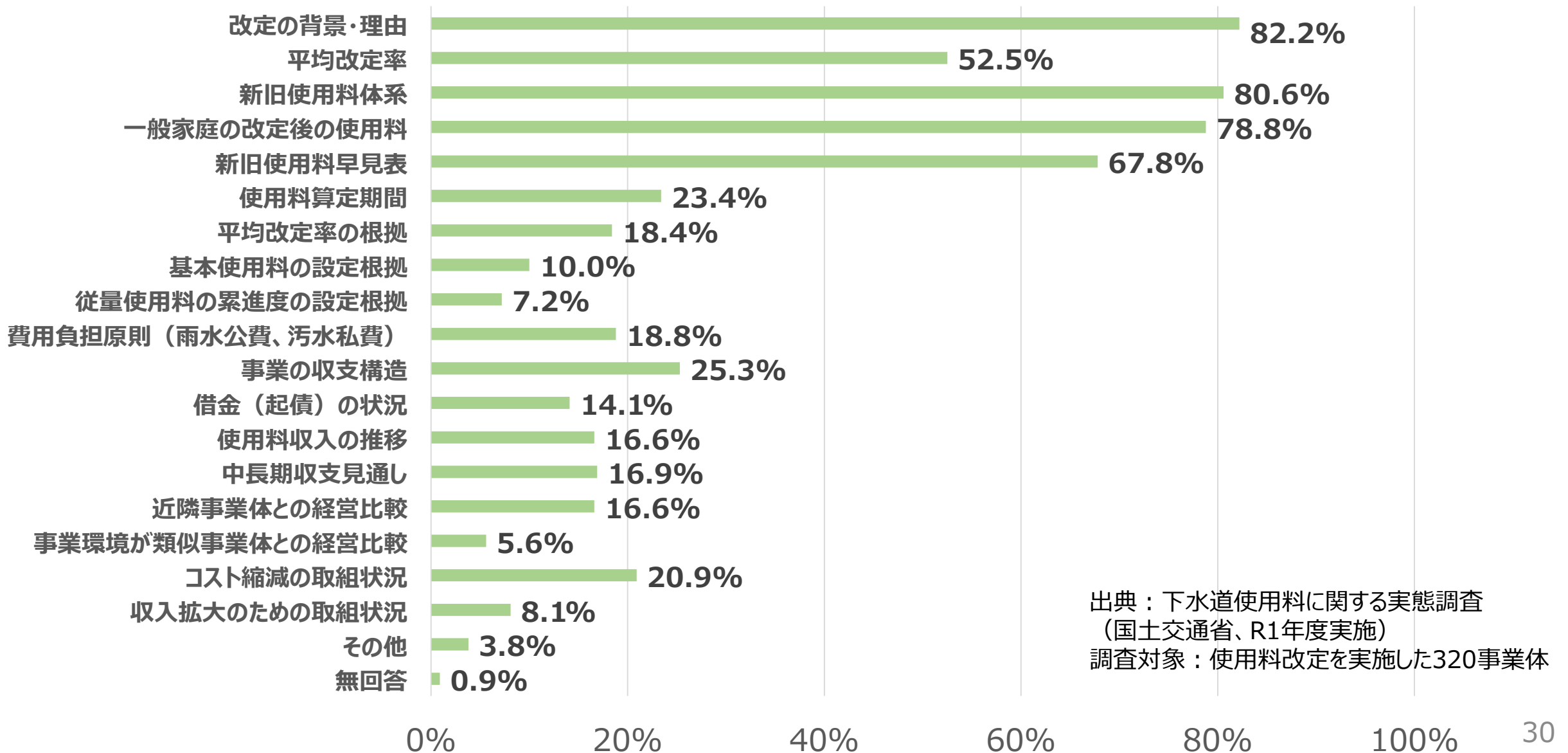
【問】使用料改定時における下水道使用者への広報手段について、当てはまるものを全て選んでください。



出典：下水道使用料に関する実態調査  
（国土交通省、R1年度実施）  
調査対象：使用料改定を実施した320事業者

## 04-7 使用料改定時の広報手段に関する調査結果②

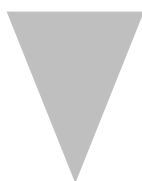
【問】使用料改定時における下水道使用者への広報内容について、当てはまるものを全て選んでください。



# 04-8 今回改定時の周知方法案

前回  
改定

周知期間	料金改定議決後、3カ月間
周知方法	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 広報紙（特集記事）</li><li>■ 市ホームページ</li><li>■ 検針員によるチラシ投函</li><li>■ 検針票への記載</li></ul>



前回改定では周知不足等の意見はなく、  
個別問い合わせも少なかったため順調な改定を実施できた

今回  
改定

周知期間案	料金・使用料改定議決後、3カ月間
周知方法案	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 広報紙（特集記事）</li><li>■ 市ホームページ（Q&amp;Aや料金早見表など）</li><li>■ 検針員によるチラシ投函</li><li>■ 検針票への記載</li></ul>





# 05 パブリックコメント手続き資料の検討

# 05-1 パブリックコメント手続きの概要（予定）

## 意見募集期間

令和5年8月17日～9月15日

## 資料公表場所

- ・市ホームページ（ダウンロードできます）
- ・上下水道局総務課
- ・市役所本庁および各支所の市民情報コーナー

## 意見提出方法

所定の様式に意見やその理由などを記入し、上下水道局総務課へ直接または送付、ファクス、電子メールにて提出

## 周知方法

広報紙8月16日号  
市ホームページ

# 次回の審議会

日時

令和5年7月28日（金） 午後2時から

場所

上下水道局（伊勢崎市連取町1952番地）

議題

- 01 水道料金改定案の確認
- 02 下水道使用料改定案の確認
- 03 改定の時期の確認
- 04 使用者への周知方法の検討
- 05 パブリックコメント手続き資料の検討